

議案第 1 1 号

鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

令和新時代創造本部

交流人口拡大本部

危機管理局

総務部

地域づくり推進部

福祉保健部

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

子育て・人財局

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

(令和新時代創造本部の所掌事務)

第3条 令和新時代創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に
関する事項

(2) 地方創生に関する事項

(3) 広報に関する事項

(4) 男女共同参画社会に関する事項

(5) 統計に関する事項

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

第3条 削除

(元気づくり総本部の所掌事務)

(交流人口拡大本部の所掌事務)

第4条 交流人口拡大本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (2) 観光の振興に関する事項

第4条 元気づくり総本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
- (2) 地方創生に関する事項
- (3) 広報及び広聴に関する事項
- (4) 中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項
- (5) 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項
- (6) 男女共同参画社会に関する事項
- (7) 県東部圏域の活性化に関する事項
- (8) 少子化対策に関する事項（福祉保健部と共管）

(3) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(地域振興部の所掌事務)

第7条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市町村の振興に関する事項

(2) 交通政策に関する事項

(3) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）

(4) 統計に関する事項

(5) 文化の振興に関する事項

(6) 文化財の保護に関する事項

(7) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

(地域づくり推進部の所掌事務)

第7条 地域づくり推進部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の振興に関する事項
- (2) 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項
- (3) 広聴に関する事項
- (4) 文化の振興に関する事項
- (5) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）
- (6) 中山間地域の振興に関する事項
- (7) 地域交通政策に関する事項
- (8) 文化財の保護に関する事項

(観光交流局の所掌事務)

第8条 観光交流局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光の振興に関する事項
- (2) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(子育て・人財局の所掌事務)

第9条 子育て・人財局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 少子化対策に関する事項

(2) 幼稚園及び認定こども園に関する事項（教育委員会の所管に係るものを除く。）

(福祉保健部の所掌事務)

第9条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 少子化対策に関する事項（元気づくり総本部と共管）

(7) 児童及びひとり親の福祉に関する事項

(8) 幼稚園及び認定こども園に関する事項（教育委員会の所管に係るものを除く。）

(9) 青少年に関する事項

(10) 略

(11) 略

(3) 青少年に関する事項

(4) 児童及びひとり親の福祉に関する事項

(5) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）

(6) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項

(統轄監及び部局長)

第14条 略

2 統轄監は、令和新時代創造本部を所掌するとともに、各部局の総合調整を行う。

3・4 略

(統轄監及び部局長)

第14条 略

2 統轄監は、前項の事務を処理するとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。

3・4 略

(鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改

正

後

改

正

前

(県税事務所)

第3条 略

(地域振興事務所)

第4条 第2条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げ

る事務を所掌させるため、地域振興事務所を設置する。

2 地域振興事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりと

する。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部地域 振興事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(建築住宅事務所)

第5条 略

(県税事務所)

第3条 略

(建築住宅事務所)

第4条 略

第5条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月5日から施行する。

(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正)

2 鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(雑則)	<p>(庶務)</p> <p>第8条 <u>審議会の庶務は、地域振興部において処理する。</u></p> <p>(雑則)</p>

第8条 略

第9条 略